伊賀市共同募金委員会助成事業

災害救援支援金給付制度 実施要項

(目的)

第1条 この事業は、社会福祉法人三重県共同募金会伊賀市共同募金委員会助成配分規程に基づき、伊賀市内で発生した災害の支援活動について必要な事項を定めるものとする。

(窓口運営主体)

第2条 この事業は、社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会が、この要項により運営する。

(給付の要件および基準)

- 第 3条 この事業の給付の要件および基準については、伊賀市内で発生した次の災害に対する 地域住民による炊き出し等の支援活動について申請を受付する。
 - (1) 天災人災を問わない局地的災害
 - (2) 行方不明者の捜索

但し、(1)(2)とも自治会長または区長からの支援金の給付要請によるものとする。

(給付の申請)

第4条 災害救援支援金の給付申請は、自治会長または区長が災害及び救援発生日から1ヶ月以内に所定の申請書(様式第1号)を伊賀市社会福祉協議会事務局に提出するものとする。

(支援金の額)

第5条 災害支援金の額は、一災害及び救援活動一日につき1万円を限度とし、最大3日まで支給する。

(その他)

第6条 この要項に定めるものの他、必要な事項は随時委員会で協議する。

附則

- この要項は、平成21年4月1日から施行する。
- この要項は、平成30年4月1日から施行する。
- この要項は、令和2年2月17日から施行する。

/-		_	_
/		_	_
	,	_	

伊賀市共同募金委員会 会長 様

自治会長または区長氏名	印

災害救援支援金申請書

次のとおり		こより災害を受けたので、	災害救援支援金給付制度
実施要項に基づき、申請	します。		

 対象世帯	1	住	所		伊賀市									
刈豕巴市	J	氏	名											
災害発生				—				,	`	n-L		ハモ		
年月日				牛	月		日 	()	- 時		分頃		
災害発生現場														
災害の内容														
支援活動				/			(`		<i></i>			<i>(</i>	
年月日				年	月	H	()	~	年	月	H	()	1
支援活動内容	(炊き	:出(し·物	品給付	· 労力作業	・その)他)	※可	能な限り	領収書·	レシー	- 卜等添1	対のこと	

災害救援支援金受領書

伊賀市共同募金委員会 会長 様

金	円
上記のとおり受領しました。 (日分)
年 月 日	
地区自治会長または区長	